

## 小諸市公共建築物・公共土木工事等における木材利用促進方針

### 1 目的

小諸市の公共建築物の整備及び公共土木工事等において積極的に県産材（長野県内で素材生産された材。以下同じ）の利用を促進するための方針を定めるとともに、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき、県が定めた長野県内の公共建築物・公共土木工事等における県産材利用方針に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定める。

### 2 木材の利用を促進する公共建築物

本方針における木材の利用を促進する公共建築物は別表1のとおりとする。

### 3 基本的な事項

- (1) 市が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、木材は県産材を使用するよう努めるものとする。
- (2) 市は、公共建築物を整備する者、林業関係団体その他の関係者及び設計者等と相互に連携し、県産材の利用促進及び供給確保を図るよう努めるものとする。

### 4 市が行う公共建築物の整備等における木材利用の推進

#### (1) 施設の木造化の推進

公共建築物の整備に当たっては、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物（注1）について、別表2に掲げる場合を除き、木造化を図るよう努めるものとする。ただし、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の解決状況を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

#### (2) 施設の木質化の推進

公共建築物の整備に当たっては、木造化が困難な場合であっても、別表2に掲げる場合を除き、木質化（注2）を図るよう努めるものとする。

#### (3) 家具・備品・調度品等における木材製品導入の推進

公共建築物で使用する家具・備品・調度品等の調達に当たっては、木材製品の購入に努めるものとする。

#### (4) 木質バイオマス利用の推進

公共建築物へ暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

#### (5) グリーン購入の推進

公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）の調達に当たっては、グリーン購入（注3）に努めるものとする。

### 5 市が行う公共土木工事等における木材利用の推進

#### (1) 木材利用の推進

公共土木工事等に当たっては、木材の利用に努めるものとする。

(2) グリーン購入の推進

公共土木工事等に使用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）の調達に当たっては、グリーン購入に努めるものとする。

6 市が行う県産材利用の推進

(1) 使用木材の県産材利用の推進

公共建築物の整備及び公共土木工事等において使用する木材は、別表3に掲げる場合を除き、県産材の利用に努めるものとする。

(2) 県産材の品質等の確保

公共建築物の整備等における県産材の使用に当たっては、可能な限り信州木材認証製品センター（注4）の信州木材認証製品（注5）又は同等以上の品質、規格、性能を有するものを使用するものとする。

7 市が補助する施設整備等における県産材利用の推進

市は、施設整備等の補助に当たっては、事業主体の理解を求め、可能な限り県産材が積極的に使用されるよう配慮するものとする。

8 この方針に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この方針は、平成24年2月1日から適用する。

（注1）低層の公共建築物

本利用促進方針では、高さ13m以下かつ軒高9m以下で延べ床面積3,000㎡以下の建築物をいう。

（注2）木質化

建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。

（注3）グリーン購入

物品や役務を調達する際、必要性を十分に考慮し、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境に配慮した物品を優先的に購入すること。

（注4）信州木材認証製品センター

県産材製品を良質な製品としての安定供給とその需要拡大を目的に、林業・木材産業関係団体により設立された団体。

（注5）信州木材認証製品

信州木材認証製品センターが定める、乾燥、品質、寸法の一定基準をクリアし、樹種（銘柄名）、含水率（乾燥方法）、寸法、製造会社等が表示された製品。

別表 1

木材の利用を促進する公共建築物	1 公共の用又は公用に供する建築物をいい、以下の施設が含まれる広く市民の利用に供される社会教育・体育施設(図書館、美術館、博物館、記念館、体育館、水泳場、公民館など)、保健・衛生施設(病院、診療所、保健センターなど)、社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設など)、教育・研修施設(保育園、小学校、中学校など)、行政施設(庁舎など)、その他の施設(保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所など)
	2 その他市が整備する施設

別表 2

1 法令の規定等により木材が使用できない場合
2 構造、機能等の観点から木材の使用が適当でない場合
3 耐久性等技術的に木材の使用が困難である場合
4 その他相当な理由により木材の使用が適当でない場合

別表 3

1 法令の規定等により県産材の使用を指定できない場合
2 県産材による供給が困難である場合
3 その他相当な理由により県産材の使用が適当でない場合